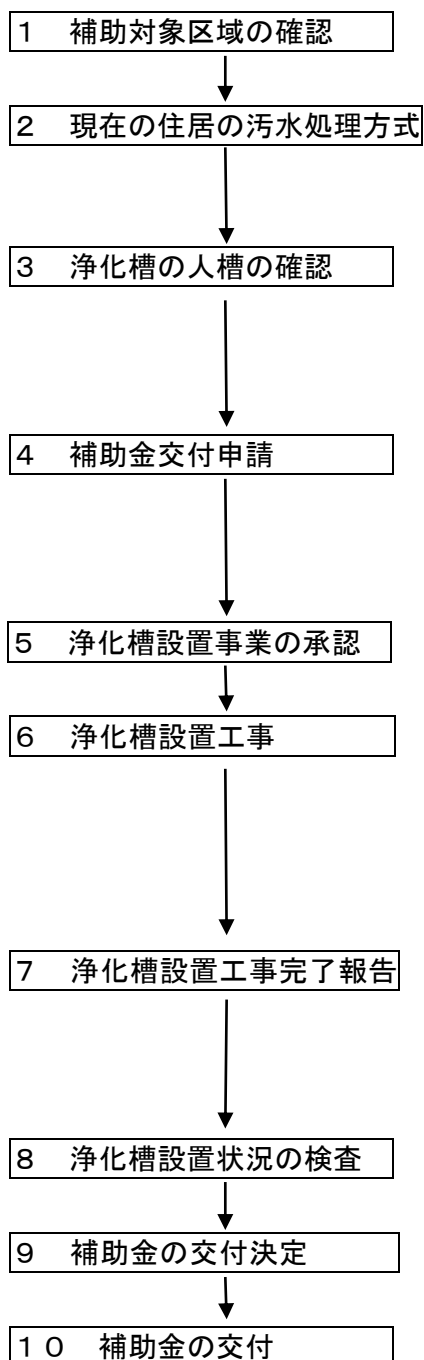


## 浄化槽設置事業補助金交付手順



設置場所が下水道事業認可区域でないこと、農業集落排水施設処理区域内でないことを担当者に確認してください。

申請者（補助金を受けようとする者）の現在の住居における汚水処理方式が合併処理浄化槽である場合は担当者に相談してください。

浄化槽の人槽については、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302-2000）」に定めるただし書きに基づき、住宅の延べ面積のみで決定されるものではありません。

申請者（補助金を受けようとする者）は必ず工事の開始前までに甲府市公害係へ浄化槽設置事業補助金交付申請書（第1号様式）と添付書類（申請書類チェック表参照）を提出してください。

申請内容審査後、甲府市から申請者に浄化槽設置事業承認通知書（第2号様式）が送付されます。

施工業者は浄化槽法、契約書に従って工事を行ってください。なお、添付書類に使用する写真を必ず撮影してください。

補助事業の内容を変更するとき、または補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を得てください。

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書（第4号様式）と添付書類（申請書類チェック表参照）を提出してください。

甲府市公害係が浄化槽の設置状況を検査します。

甲府市から浄化槽設置事業補助金交付決定通知書（第5号様式）が送付されます。

申請者の指定した金融機関へ補助金が振り込まれます。

※年間補助基数に限りがありますので、申請前にお問い合わせください。

※補助金額（設置費用額がこの金額未満のときは設置費用額となります。）

5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

### 申請・問合せ先

甲府市環境部環境総室環境保全課公害係  
 〒400-0831 甲府市上町 601-4  
 甲府市環境センター 1階  
 TEL 055-241-4312 FAX 055-241-6190